

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年12月5日(木)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正 義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
9番 太 田 憲 一 委員	10番 大 木 武 一 委員
11番 鈴 木 茂 委員	12番 佐 藤 正 剛 委員
13番 石 田 利 之 委員	14番 安 藤 幸 春 委員
15番 穴 澤 久 男 委員	17番 渡 邊 弘 仁 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (9名)

20番 布 施 利 雄 委員	21番 加 瀬 安 男 委員
22番 並 木 昭 男 委員	23番 鎌 形 豊 委員
24番 山 崎 幸 治 委員	25番 塚 本 繁 雄 委員
26番 木 原 正 勝 委員	27番 江波戸 和 男 委員
28番 寺 本 利 幸 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

16番 伊 藤 栄 治 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (3名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員	19番 秋 山 菊 次 委員
29番 石 橋 誠 委員	

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和元年度第7次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和元年度第5次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 14件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について 3件

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	3 件
議案第 7 号 農地買受適格証明願について	3 件
報告事項 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	2 件
その他	

- 6 事務局職員出席者
 (農業委員会事務局) 事務局員 3 名
 (市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和元年 1 2 月農業委員会定例総会を開会いたします。
 本日は、伊藤会長が欠席のため、佐藤会長職務代理から御挨拶をお願いします。
 ます。

佐藤会長職務代理

委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長欠席のため農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により、以降の議事進行は佐藤会長職務代理にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は 1 7 名中 1 6 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、3 番金杉勝城委員、4 番布施陽子委員を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「令和元年度第 7 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る 1 2 月

3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

11番 本件につきましては、去る12月3日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和元年11月25日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第7次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適切と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、高品文敬委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号1番と2番について、審議・採決いたします。高品文敬委員は退席をお願いします。

(高品文敬委員 退席)

議長 高品文敬委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号1番と2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号1番と2番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号1番と2番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和元年度第7次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号1番と2番について、質疑を打ち切ることに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第7次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号1番と2番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号1番と2番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員 着席)

議 長 高品文敬委員が着席しましたので、引き続き「令和元年度第7次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

利用権設定関係の番号1番と2番を除き、審議・採決いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号1番と2番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和元年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号1番と2番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第7次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号1番と2番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号1番と2番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和元年度第5次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る12月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

11番 本件につきましては、去る12月3日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和元年11月25日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第5次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適切と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、高品文敬委員及び寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号1番について、審議・採決いたします。高品文敬委員と寺本利幸委員は退席をお願いします。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 退席)

議 長 高品文敬委員と寺本利幸委員が退席しましたので、番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号1番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「令和元年度第5次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第5次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番について、採決に入ります。
議案第2号の番号1番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員、寺本利幸委員 着席)

議長 高品文敬委員と寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き、「令和元年度第5次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。番号1番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号1番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和元年度第5次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「令和元年度第5次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号1番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号1番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本議案には、山崎幸治委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。

最初に番号2番を議題とします。山崎幸治委員は退席をお願いします。

(山崎幸治委員 退席)

議 長 山崎幸治委員が退席しましたので、番号2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。番号2番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第3号、番号2番について、議案書を基に朗読】

番号2番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 番号2番について、譲受人は農地を賃借し、新たに農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番の採決に入ります。

番号2番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(山崎幸治委員着席)

議 長 山崎幸治委員が着席されましたので、引き続き議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。番号2番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番、7番、9番及び13番は、利用権設定に関する件であります。番号3番から6番まで及び8番並びに10番から12番まで及び14番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番及び3番から14番までを議案書を基に朗読】

番号1番及び3番から14番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号7番は、議案第5号の番号1番の農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に付随する案件であるため、議案第5号の当該案件

の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6 番 　　番号1番について、譲受人は農地を賃借し、新たに農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

1 番 　　番号3番について、譲受人は農地を買い受け、新たに農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

1 3 番 　　番号5番と6番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

5 番 　　番号7番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思いま

1 1 番 　　番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

9 番 　　番号9番について、譲受人は農地を賃借し、新たに農業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

8 番 　　番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

1 4 番 　　番号11番と12番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るものです。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われま

1 5 番 　　番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

番号14番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号2番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号2番を除き、採決に入ります。

議案第3号について、番号2番を除き、原案のとおり決することと共に、番号7番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番と2番を議案書を基に朗読】

番号1番について、貸駐車場用地として畑727㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、貸駐車場用地として畑429㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、申請地は駅近くに立地しており、駅の利用者や周辺の事業所及び事業所に勤務する人達から駐車場として借り受けたいとの要望があるため、申請地を貸駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号2番について、申請地は駅近くに立地しており、駅の利用者や周辺の事業所及び事業所に勤務する人達から駐車場として借り受けたいとの要望があるため、申請地を貸駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい

ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請
に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請
に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお
願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、営農型太陽光発電事業による一時転用許可を受け、設
備下部の農地で営農を行いながら発電事業を行っておりますが、今回、設備
の設計変更を行い、許可面積及び太陽光パネルの設置枚数を変更しようとする
ものです。

番号2番及び3番の申請者は同一です。いずれの案件も営農型太陽光発電
事業による一時転用許可を受け、設備下部の農地で営農を行いながら発電事
業を行っておりますが、今回、設備の設計変更を行い、許可面積及び太陽光
発電パネルの設置枚数を変更しようとするものです。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番について、申請者は営農型太陽光発電事業を行っておりますが、
今年の台風15号でパネルの一部とパネルを乗せる架台の一部に被害を受け、
現在、設備を撤去し事業を中断しております。本件は設備を復旧するに

当たり、強風により耐えられるよう架台の構造変更を行うため、また、新たに調達するパネルの仕様が従前の物から変更になるため、許可面積とパネル設置枚数の変更をしようとするものです。計画を変更しても、周辺農地への日照・排水等の影響はないと思います。

番号2番及び3番について、番号1番と同じ理由で、許可面積とパネルの設置枚数の変更をしようとするものです。計画を変更しても、周辺農地への日照・排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の議案書を御覧ください。

【議案第6号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、太陽光発電設備用地として畑2, 596㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、太陽光発電設備用地として畑840㎡を譲り受け、申請地に隣接する山林465㎡と合わせた1,305㎡に太陽光発電設備の設置を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅用地として田193㎡を譲り受け、住宅の建

築を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5 番 　　番号1番について、申請地を太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

11番 　　番号2番について、申請地を太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

9 番 　　番号3番について、譲受人は妻、子1人と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、実家近くの申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われませんが、例外事項に該当すると思われします。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 　　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 　　次に、議案第7号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
なお、本件については、申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出

人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の議案書を御覧ください。

【議案第7号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番から3番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

1 番 番号1番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われま

1 4 番 番号2番と3番の申請者は同一です。申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われ

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第7号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号「農地買受適格証明願について」採決に入ります。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	令和元年度第7次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	令和元年度第5次農用地利用配分計画案に係る意見決定について	(別冊)
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	14件
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について	3件
議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第7号	農地買受適格証明願について	3件
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和元年12月5日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。